

平成 23 年度

監 査 報 告 書 Ⅳ

(行政監査)

飯 田 市 監 査 委 員

23 飯監第 134 号
平成 24 年 3 月 27 日

飯田市長 牧 野 光 朗 様
飯田市議会議長 上 澤 義 一 様
飯田市教育委員会委員長 小 林 正 佳 様

飯田市監査委員 中 島 善 吉
飯田市監査委員 林 栄 一
飯田市監査委員 中 島 武津雄

監査結果の報告について

地方自治法第199条第2項の規定により実施した行政監査の結果を、同条第9項の規定により報告します。

なお、同条第12項の規定により、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

第1 監査のテーマ

使用料の減免について

第2 監査の目的

地方自治法（以下「法」という。）第199条第4項の規定により実施している定期監査において、市有施設の利用状況、使用料の納入状況に関する調を監査資料として提出させているが、全体の利用件数に対して減免による利用件数の割合が高い状況のものがある。

本来、使用料は、行政財産や公の施設の使用の対価として使用者に負担を求めるものであり、これらの減免はいったん発生した納付義務の全部または一部を消滅させるものであることから、一定の基準のもとで例外的に適用すべきものとされている。

そこで、今回の監査においては、使用料の減免にかかる例規の整備の状況、実際の減免の状況を把握したうえで、減免実績がある施設の申請書類等について現地調査を行い、使用料の減免の公平性とそれを担保するための基準の作成や事務処理が適正に行われているかを検証し、今後の減免にかかる適切な事務処理の執行に資することを目的に監査を実施した。

第3 監査の期間

平成24年1月13日から平成24年3月26日まで

第4 監査の対象

条例において使用料の徴収及び減免について規定している公の施設のうち、次の(1)から(3)に該当するものを除いた、広く市民が利用できる施設を中心に、平成23年4月1日から12月末日までの間に行われた使用料の減免にかかる事務処理を対象とした。

- (1) 法第238条の4第7項の規定による許可を受けた行政財産の使用料
- (2) 法令等により基準が定められている介護施設等の使用料
- (3) 住宅使用料、水道・下水道使用料、駐車場使用料等

監査の対象とした施設を規定した条例

No.	主管部署		根拠条例	
1	総務部	地域づくり・庶務課	飯田市上村コミュニティセンター条例	
2			飯田市南信濃地域交流センター条例	
3	企画部	男女共同参画課	飯田市地域交流センター設置条例	
4	保健福祉部	介護高齢課	飯田市麻績の里交流センター設置条例	
5			飯田市老人福祉センター条例	
6			飯田市ふれあいの郷松ぼっくりの設置及び管理に関する条例	
7			飯田市かさまつのさとの設置及び管理に関する条例	
8	産業経済部	農業課	飯田市千代基幹集落センター条例	
9			飯田市農村環境改善センター条例	
10			飯田市三穂多目的研修センター条例	
11			飯田市農業集落高齢者交流施設条例	
12			飯田市鼎上茶屋多目的集会センター条例	
13			飯田市地域資源総合管理施設設置条例	
14			飯田市上村体験農園施設条例	
15			飯田市上郷地域休養施設条例	
16			林務課	飯田市野底山森林公園条例
17			観光課	飯田市天龍峡温泉交流館条例
18			工業課	飯田市工業技術研修施設設置条例
19	危機管理・交通安全対策室		飯田市コミュニティ防災センター条例（直営分のみ）	

20	教育委員会	学校教育課	飯田市大平宿泊訓練施設設置条例	
21			飯田市姫宮林間学校条例	
22			飯田市切石児童学習交流センター条例	
23		生涯学習・スポーツ課	飯田市体育施設条例	
24			飯田市立学校体育施設使用料徴収条例	
25			県民飯田運動広場条例	
26			飯田市南信濃B&G海洋センター条例	
27			飯田市風越山麓研修センター条例	
28			飯田市桐林屋根付多目的グラウンド条例	
29		市公民館	飯田市生涯学習センター設置条例	
30			飯田市公民館条例	
31			飯田市文化センター条例	
32			飯田市世代交流センター条例	
33			飯田市勤労青少年ホーム条例	
34			飯田勤労者体育センター条例	
35			飯田市南信濃学習交流センター条例	
36			文化会館	飯田文化会館条例
37				飯田市地域人形劇センター条例
38			美術博物館	飯田市美術博物館条例

第5 監査の方法

1 監査対象の把握

法第228条において「手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。」としており、飯田市例規集から使用料の徴収及び減免について規定のある条例を抽出することにより、対象を把握した。

2 調書の提出

前記1で把握した条例が規定する施設における使用料の徴収及び減免の状況を把握するために、該当する施設の主管部署等から次の事項についての調書を提出させた。

(1) 施設名等 使用料について規定する条例名及び当該条例において規定する公の施設名

(2) 施設の使用状況 平成23年4月1日から12月末日の間における次の事項

ア 使用許可申請 使用許可申請件数及び使用料徴収額

イ 減免申請 例規に明示されている基準によるもの及び市長が認めた場合について、それぞれの申請件数及び減免額

ウ 登録により使用料の納付を要さない団体（以下「登録団体」という。）による使用がある場合には、その使用許可申請件数

(3) 例規以外の基準等の状況

ア 上記(2)のイに関して、例規以外の減免の基準等の有無

イ 上記(2)のウに関して、例規以外の登録の基準等の有無

(4) 現行の使用料に改定した時期 検討をしたが据置の場合は、直近の検討時期と据置の旨。

3 現地調査の実施

前記2の調書の内容を踏まえて、実際の使用許可申請、減免申請、登録団体申請（該当のある部署のみ。）に係る事務処理の状況について、次のとおり監査委員事務局員による現地調査（一部書類による調査）を実施した。

現地調査日	現地調査実施部署
平成24年 1月31日 (火)	企画部 男女共同参画課 保健福祉部 介護高齢課 教育委員会 生涯学習・スポーツ課、市公民館、三穂公民館
平成24年 2月 1日 (水)	教育委員会 鼎公民館
書類借用による調査	総務部 上村自治振興センター

4 面接の実施

前記3までの事前調査の結果を踏まえて、監査委員による面接を次のとおり実施し、使用料の減免に係る事務処理の状況について聴取した。

面接日	課等名	面接対象者
平成24年 2月 8日 (水)	総務部 地域づくり・庶務課	課長、上村自治振興センター所長、上村公民館主事
	企画部 男女共同参画課	課長、課長補佐
	保健福祉部 介護高齢課	課長、課長補佐、担当主査
	産業経済部 農業課	課長、担当主査
	〃 工業課	課長、係長
	教育委員会 生涯学習・スポーツ課	課長、担当主査
	〃 市公民館	副館長補佐、係長

第6 監査の着眼点

監査の実施に際し、次の事項を基本的な着眼点とした。

- 1 使用料の減免に関する条例、規則等（以下「例規等」という。）は整備されているか。
- 2 使用料減免に関する事務手続きは、適正に行われているか。
 - (1) 減免額の決定は適正か。（基準の適用等）
 - (2) 減免に関する事務処理は、定められた手続きに沿って行われているか。
- 3 登録団体に関する規定がある場合、事務手続きは適正に行われているか。
 - (1) 登録団体に関する例規等は整備されているか。
 - (2) 登録団体に関する事務処理は、定められた手続きに沿って行われているか。

第7 監査の結果

1 使用料の減免に関する例規等について

- (1) 使用許可や減免等の申請手続きについて、条例において規則で定めるとしているが、該当する規則がないため手続き方法が明確でない事例があったので、規則の整備をされたい。（地域づくり・庶務課：飯田市上村コミュニティセンター、介護高齢課：飯田市かさまつのさと）
〔措置状況〕 飯田市上村コミュニティセンターについて、現在規則の整備を進めています。（地域づくり・庶務課）
- (2) 減免申請書の様式について、規則の規定と整合性のとれていないものがあったので、様式の訂正をされたい。（男女共同参画課：飯田市地域交流センター）
〔措置状況〕 直ちに訂正しました。（男女共同参画課）
- (3) 例規における減免の基準は、市が主催する場合について規定がないものが14件、市が主催する場合を減免対象としているが減免割合の規定がないものが8件、市の共催について規定のないものが19件、市が共催する場合を減免対象としているが減免割合の規定がないものが1件、後援の場合についての規定がないものが18件あったほか、市の共催の場合については

施設によって減免率を100分の100としているものと100分の70としているものがあった。また、定まった基準によらない「市長が必要と認めたとき」のような規定は全ての例規にあった。

なお、「市長が必要と認めたとき」については、あらかじめ内規やマニュアル等でその取扱いの基準等を明確にしておくことが望ましいと考えるが、例規の規定以外に明確なものがあったのは12件であった。

このように減免の基準が明確でないものがあるほか、施設により基準の規定方法が異なるため、施設や利用者によって不公平な取扱いが生じることはないよう、減免の基準については可能な限り全庁的に統一的な取扱いを図ることを検討されたい。

2 使用料減免に関する事務手続きについて

(1) 使用許可申請の都度提出すべき減免申請書について、年度当初の使用許可申請時のみとしている事例があったので、例規の規定に沿った事務処理を行われたい。(介護高齢課：飯田市麻績の里交流センター)

(2) 減免率が100分の100と規定されている市が主催する場合について、条例において提出するものとされている減免申請書の提出が省略されている事例があったので、適正な事務処理を行うよう改められたい。(市公民館：飯田市公民館、飯田市文化センター)

〔措置状況〕 市が主催する場合について、減免申請書を提出させることとした。(市公民館)

3 登録団体に関する事務手続きについて

条例において登録団体に関する規定がないが、市公民館貸館マニュアルに基づき登録団体による使用許可等を行っている事例があったので、施設の性格や現状の利用状況を考慮し、取扱いについて整理をされたい。(地域づくり・庶務課：飯田市上村コミュニティセンター)

〔措置状況〕 飯田市上村コミュニティセンター条例について、現在登録団体による取扱いとする方向で調整を進めています。(地域づくり・庶務課)

4 その他

今回の行政監査を進める中で、前記第6の基本的な着眼点以外について確認した事項は、次のとおりである。

(1) 減免申請の前提となる使用許可申請について

ア 使用許可申請に対する許可の決裁が不明確である事例が、特に施設の主管課でない自治振興センターや各公民館等で受付をしている場合に多くあったので、責任の所在と決裁の過程を明確にした上で、適正な事務処理が行われるようにされたい。

〔措置状況〕 飯田市地域交流センター使用許可申請書の欄外に決裁欄を設け決裁を受けることとした。(男女共同参画課)

イ 市内居住者が施設の設置目的に沿って使用する場合は無料とする条例の規定があるが、無料使用に該当する場合の決裁過程が不明確であったので、明確に記録するようにされたい。(農業課：飯田市上郷地域休養施設)

ウ 市公民館作成の統一様式の使用許可書について、その一部に許可者の表示がないものがあったので、当該様式の訂正をされたい。また、市公民館貸館マニュアルに例規の規定と整合性の取れていない点があったので、訂正されたい。(市公民館)

〔措置状況〕 登録団体用の使用許可書の様式を訂正することとしました。また、貸館マニ

アルを精査し、改訂する作業を進めます。(市公民館)

(2) 飯田市立学校体育施設使用料徴収条例において、使用料を徴収する対象施設として規定されていないものがあつたので、受益者負担の公平性の面から、対象とすることの要否について検討されたい。(生涯学習・スポーツ課)

(3) 施設の管理のあり方について

ア 施設の管理について、主管課としての関与が確認できない施設があつたので、市の管理責任を明確にし、適切な施設管理を行うよう改められたい。(農業課：飯田市農業集落高齢者交流施設、飯田市鼎上茶屋多目的集会センター)

イ 地方自治法の改正により廃止された管理委託制度のまま管理を行っていると思われる施設があつたので、当該施設の状況を考慮し管理方法の整理をされたい。(農業課：飯田市地域資源総合管理施設、工業課：飯田市工業技術研修施設)

5 まとめ

使用料の減免は、監査の目的でも述べたとおり、いったん発生した納付義務の全部又は一部を消滅させるものであり、一定の基準のもとで例外的に適用すべきものである。したがって、その事務処理に当たっては、公平かつ公正な受益者負担の原則に十分配慮し、また、利用者間に不公平が生じないように統一的な運用がなされるべきであると考ええる。

そのためには、減免の基準を例規で規定するほか、「市長が必要と認めたとき」のような規定がある場合には、例規以外の基準等を定めてその取扱いについて明確にしておく必要があると考えるが、それらの基準が明確でないものがあつたほか、施設によって規定方法が異なるなど、本来明確でわかりやすいものであるべき基準としては決して十分とはいえない状況にあつた。

また、現地調査において、申請に必要な書類の提出がないもの、記録がなく減免の決裁過程が不明確なもの、減免額を算出していないものなどの事例が見られたことから、減免決定が「権利の放棄」という重要な意思決定を伴うものであるにもかかわらず、その事務処理が安易に行われている傾向がうかがわれた。

減免の前提となる使用料については、行財政集中改革プランを受けて毎年度見直しの検討を行っている施設や、組織的に検討の機会を設けているものがある一方で、使用料の規定のある条例の約3分の1については10年以上見直しの検討がされていなかった。本来、使用料は、施設の利用の対価として徴収すべきものであり、それを利用する者としなない者との負担の公平を図る観点から使用者には一定の負担を求めているが、長期間にわたり見直しの検討がされていないものがあることで施設間に不公平が生ずることや、それが使用者間の不公平につながることはないよう、定期的な見直しを行う必要があると考える。

今回の監査のテーマは使用料の減免についてであるが、当初に施設の整備したときとはそれを取り巻く環境や社会情勢が変わっていることを考慮し、受益者負担や公平性だけでなく施設利用に伴う必要最小限の行政コストにも着目し、減免の基準等の見直しを含めた使用料のあり方について、定期的かつ全庁的な見直しの取組みを検討することが必要と考える。

第8 監査の概要

1 減免に関する規定の状況

No.	根拠条例	例規上の減免規定			例規外の減免基準
		市主催	市共催	市後援	
1	飯田市上村コミュニティセンター条例	未規定	未規定	未規定	無
2	飯田市南信濃地域交流センター条例	100	100	50	無
3	飯田市地域交流センター設置条例	100	70	50	無
4	飯田市麻績の里交流センター設置条例	割合未規定	未規定	未規定	無
5	飯田市老人福祉センター条例	無料	未規定	未規定	無
6	飯田市ふれあいの郷松ぼっくりの設置及び管理に関する条例	100	未規定	50	無
7	飯田市かさまつのさとの設置及び管理に関する条例	100	未規定	50	無
8	飯田市千代基幹集落センター条例	100	100	50	有
9	飯田市農村環境改善センター条例	100	100	50	有
10	飯田市三穂多目的研修センター条例	100	100	50	有
11	飯田市農業集落高齢者交流施設条例	未規定	未規定	未規定	無
12	飯田市鼎上茶屋多目的集会センター条例	未規定	未規定	未規定	無
13	飯田市地域資源総合管理施設設置条例	割合未規定	未規定	未規定	無
14	飯田市上村体験農園施設条例	未規定	未規定	未規定	無
15	飯田市上郷地域休養施設条例	割合未規定	未規定	未規定	無
16	飯田市野底山森林公園条例	割合未規定	未規定	未規定	無
17	飯田市天龍峡温泉交流館条例	割合未規定	未規定	未規定	無
18	飯田市工業技術研修施設設置条例	割合未規定	未規定	未規定	無
19	飯田市コミュニティ防災センター条例(直営分のみ)	100	100	50	有
20	飯田市大平宿泊訓練施設設置条例	割合未規定	未規定	未規定	無
21	飯田市姫宮林間学校条例	未規定	未規定	未規定	無
22	飯田市切石児童学習交流センター条例	100	100	50	無
23	飯田市体育施設条例	未規定	100	50	無
24	飯田市立学校体育施設使用料徴収条例	未規定	未規定	未規定	無
25	県民飯田運動広場条例	未規定	未規定	未規定	無
26	飯田市南信濃B&G海洋センター条例	未規定	未規定	未規定	無
27	飯田市風越山麓研修センター条例	未規定	100	50	無
28	飯田市桐林屋根付多目的グラウンド条例	未規定	100	50	無
29	飯田市生涯学習センター設置条例	100	100	50	有
30	飯田市公民館条例	100	100	50	有
31	飯田市文化センター条例	100	100	50	有
32	飯田市世代交流センター条例	100	100	50	有
33	飯田市勤労青少年ホーム条例	未規定	未規定	未規定	有
34	飯田勤労者体育センター条例	未規定	70	50	有
35	飯田市南信濃学習交流センター条例	100	100	50	有
36	飯田文化会館条例	100	70	50	有
37	飯田市地域人形劇センター条例	未規定	70	50	無
38	飯田市美術博物館条例	割合未規定	割合未規定	未規定	無

(備考)

- (1) 例規上の減免規定の数値の100、70、50は、それぞれの使用料の額に100分の100、100分の70、100分の50を乗じて得た額が減免額となることを表す。
- (2) 未規定は、減免対象として規定がされていないもの。割合未規定は、減免対象としては規定がされているが、減免割合が規定されていないもの。
- (3) 例規外の減免基準欄の有のうち、No.36は文化会館「減免状況別負担割合(特例分)」、その他は市公民館「貸館マニュアル」による。

2 登録団体に関する規定の状況及び使用料の改定時期

No.	根拠条例	例規上の登録規定	登録期間	例規外の登録基準	使用料の改定時期
1	飯田市上村コミュニティセンター条例	無	年度	有	平17.10
2	飯田市南信濃地域交流センター条例	有	年度	有	平19.11
3	飯田市地域交流センター設置条例	有	1年	無	平23.12
4	飯田市麻績の里交流センター設置条例	無	-	-	平9.4
5	飯田市老人福祉センター条例	無	-	-	平17.10
6	飯田市ふれあいの郷松ぼっくりの設置及び管理に関する条例	無	-	-	平14.4
7	飯田市かさまつのさとの設置及び管理に関する条例	無	-	-	平16.4
8	飯田市千代基幹集落センター条例	有	年度	有	平22.12
9	飯田市農村環境改善センター条例	有	年度	有	平22.12
10	飯田市三穂多目的研修センター条例	有	年度	有	平22.12
11	飯田市農業集落高齢者交流施設条例	無	-	-	平5.7
12	飯田市鼎上茶屋多目的集会センター条例	無	-	-	昭59.12
13	飯田市地域資源総合管理施設設置条例	無	-	-	平11.4
14	飯田市上村体験農園施設条例	無	-	-	平17.10
15	飯田市上郷地域休養施設条例	無	-	-	平5.7
16	飯田市野底山森林公園条例	無	-	-	平5.6
17	飯田市天龍峡温泉交流館条例	無	-	-	平19.9
18	飯田市工業技術研修施設設置条例	無	-	-	平11.4
19	飯田市コミュニティ防災センター条例(直営分のみ)	有	年度	有	備考(2)
20	飯田市大平宿泊訓練施設設置条例	無	-	-	平8.4
21	飯田市姫宮林間学校条例	無	-	-	平5.6
22	飯田市切石児童学習交流センター条例	無	-	-	平18.4
23	飯田市体育施設条例	無	-	-	平20.
24	飯田市立学校体育施設使用料徴収条例	無	-	-	平20.
25	県民飯田運動広場条例	無	-	-	平20.
26	飯田市南信濃B&G海洋センター条例	無	-	-	平20.
27	飯田市風越山麓研修センター条例	無	-	-	平20.
28	飯田市桐林屋根付多目的グラウンド条例	無	-	-	平20.
29	飯田市生涯学習センター設置条例	有	年度	有	平22.12
30	飯田市公民館条例	有	年度	有	平22.12
31	飯田市文化センター条例	有	年度	有	平22.12
32	飯田市世代交流センター条例	有	年度	有	平22.12
33	飯田市勤労青少年ホーム条例	無	-	-	平4.4
34	飯田勤労者体育センター条例	無	-	-	平12.4
35	飯田市南信濃学習交流センター条例	無	-	-	平22.12
36	飯田文化会館条例	無	-	-	平22.12
37	飯田市地域人形劇センター条例	無	-	-	平20.6
38	飯田市美術博物館条例	無	-	-	備考(3)

(備考)

- (1) 使用料の改定時期は、検討の結果が据置となっている場合は、直近の検討時期としてある。
- (2) No.19の使用料の改定時期は、橋北及び橋南コミュニティ防災センターは平成22年12月、県コミュニティ防災センターは昭和59年12月である。また、県コミュニティ防災センターには登録団体に関する規定はない。
- (3) No.38の使用料の改定時期は、美術博物館が平成元年4月、上郷考古博物館が平成5年7月である。

3 使用許可申請・減免申請・登録団体による使用許可申請の状況（平成23年4～12月）

（単位：件）

No.	根拠条例	(1) 使用許可申請件数	(2) 減免申請件数		(3) 登録団体使用許可申請件数
			ア 例規明示	イ 市長認定	
1	飯田市上村コミュニティセンター条例	33	12	0	15
2	飯田市南信濃地域交流センター	224	173	0	45
3	飯田市地域交流センター設置条例	1,335	17	0	257
4	飯田市麻績の里交流センター設置条例	260	0	218	-
5	飯田市老人福祉センター条例	160	47	58	-
6	飯田市ふれあいの郷松ぼっくりの設置及び管理に関する条例	101	79	0	-
7	飯田市かさまつのさとの設置及び管理に関する条例	39	39	0	-
8	飯田市千代基幹集落センター条例	560	344	0	208
9	飯田市農村環境改善センター条例	294	248	0	39
10	飯田市三穂多目的研修センター条例	470	582	0	182
11	飯田市農業集落高齢者交流施設条例	188	0	188	-
12	飯田市鼎上茶屋多目的集会センター条例				-
13	飯田市地域資源総合管理施設設置条例	182	0	1	-
14	飯田市上村体験農園施設条例	5	0	0	-
15	飯田市上郷地域休養施設条例	82	0	44	-
16	飯田市野底山森林公園条例	15	0	9	-
17	飯田市天龍峡温泉交流館条例	70	62	1	-
18	飯田市工業技術研修施設設置条例	1	0	1	-
19	飯田市コミュニティ防災センター条例（直営のみ）	995	397	0	524
20	飯田市大平宿泊訓練施設設置条例	6	1	1	-
21	飯田市姫宮林間学校条例	23	5	7	-
22	飯田市切石児童学習交流センター条例	0	0	0	-
23	飯田市体育施設条例	2,364	3	1,354	-
24	飯田市立学校体育施設使用料徴収条例	4,709	0	4,277	0
25	県民飯田運動広場条例	114	0	89	-
26	飯田市南信濃B&G海洋センター条例	43	0	41	-
27	飯田市風越山麓研修センター条例	9	0	6	-
28	飯田市桐林屋根付多目的グラウンド条例	599	0	80	-
29	飯田市生涯学習センター設置条例	906	209	1	645
30	飯田市公民館条例	6,735	2,070	40	3,644
31	飯田市文化センター条例	1,733	401	46	814
32	飯田市世代交流センター条例	342	63	0	247
33	飯田市勤労青少年ホーム条例	263	0	55	145
34	飯田勤労者体育センター条例	399	0	248	-
35	飯田市南信濃学習交流センター条例	203	61	139	-
36	飯田文化会館条例	679	179	241	-
37	飯田市地域人形劇センター条例	0	0	0	-
38	飯田市美術博物館条例	31	29	1	-
	合計	24,172	5,021	7,146	6,765

（備考）

- (1) 一つの条例において複数の施設の設置について規定をしている場合（No.5、No.19、No.23、No.24、No.30、No.31、No.38）は、その合計数値である。
- (2) No.12は、主管部署において使用許可等の状況を把握していないため、空欄としてある。

4 使用料と減免額の状況（平成23年4～12月）

（単位：円）

No.	根拠条例	(1) 使用料 納付額	(2) 減免額		減免前の 使用料額
			ア 例規明示	イ 市長認定	
1	飯田市上村コミュニティセンター条例	19,800	28,850	0	48,650
2	飯田市南信濃地域交流センター	9,650	414,500	0	424,150
3	飯田市地域交流センター設置条例	427,860	36,270	0	464,130
4	飯田市麻績の里交流センター設置条例	82,380	0	982,850	1,065,230
5	飯田市老人福祉センター条例	234,400	83,200	116,400	434,400
6	飯田市ふれあいの郷松ぼっくりの設置及び管理に関する条例	49,400	287,100	0	336,500
7	飯田市かさまつのさとの設置及び管理に関する条例	0	23,400	0	23,400
8	飯田市千代基幹集落センター条例	9,600	292,750	0	302,350
9	飯田市農村環境改善センター条例	9,150	260,400	0	269,550
10	飯田市三穂多目的研修センター条例	7,100	303,450	0	310,550
11	飯田市農業集落高齢者交流施設条例	0	0	310,800	310,800
12	飯田市鼎上茶屋多目的集会センター条例				
13	飯田市地域資源総合管理施設設置条例	556,965	0	7,625	564,590
14	飯田市上村体験農園施設条例	2,100,000	0	0	2,100,000
15	飯田市上郷地域休養施設条例	16,000	0	339,500	355,500
16	飯田市野底山森林公園条例	15,000	0	87,500	102,500
17	飯田市天龍峡温泉交流館条例	220,150	576,600	27,500	824,250
18	飯田市工業技術研修施設設置条例	158,000	0	158,000	316,000
19	飯田市コミュニティ防災センター条例（直営分のみ）	272,225	526,700	0	798,925
20	飯田市大平宿泊訓練施設設置条例	103,400	6,200	69,200	178,800
21	飯田市姫宮林間学校条例	72,500	32,500	40,000	145,000
22	飯田市切石児童学習交流センター条例	0	0	0	0
23	飯田市体育施設条例	3,761,930	136,050	10,132,410	14,030,390
24	飯田市立学校体育施設使用料徴収条例	208,000	0	6,804,500	7,012,500
25	県民飯田運動広場条例	128,800	0	707,875	836,675
26	飯田市南信濃B&G海洋センター条例	23,117	0	833,795	856,912
27	飯田市風越山麓研修センター条例	104,505	0	42,635	147,140
28	飯田市桐林屋根付多目的グラウンド条例	1,669,500	0	368,000	2,037,500
29	飯田市生涯学習センター設置条例	127,400	362,150	1,300	490,850
30	飯田市公民館条例	1,231,804	3,819,714	53,325	5,104,843
31	飯田市文化センター条例	8,958,693	4,059,051	1,044,862	14,062,606
32	飯田市世代交流センター条例	59,075	149,200	0	208,275
33	飯田市勤労青少年ホーム条例	122,500	0	270,150	392,650
34	飯田勤労者体育センター条例	965,300	0	1,550,050	2,515,350
35	飯田市南信濃学習交流センター条例	5,400	66,050	未算定	71,450
36	飯田文化会館条例	11,376,911	8,508,904	6,870,055	26,755,870
37	飯田市地域人形劇センター条例	0	0	0	0
38	飯田市美術博物館条例	2,665	34,715	2,665	40,045
	合 計	33,109,180	20,007,754	30,820,997	83,937,931

（備考）

- (1) 一つの条例において複数の施設の設置について規定をしている場合（No.5、No.19、No.23、No.24、No.30、No.31、No.38）は、その合計数値である。
- (2) 減免率100分の100の場合で、減免額を算出していないため、把握できていない施設がある。
- (3) No.12は、主管部署において使用許可等の状況を把握していないため、空欄としてある。